



■共通事項

【意見提出できる方】

- ①町内に住所を有する方
 - ②住所を有していなくても、町内の事業所で働いている、または学んでいる方
 - ③町内で活動する法人、団体
- ※年齢制限はありません。

【注意事項】

意見の提出にあたっては、書面に必ず、住所、氏名(法人その他団体の場合は、名称および代表者名)、電話番号を記載ください。記載がない場合は、取り扱いできませんのでご留意ください。また、電話での受付は行っていません。

個人情報情報は、本件の内部管理のみに使用します。提出意見および検討結果の公表にあたっては、個人情報公表することはありません。

【意見の募集期間】

10月7日(月)～
11月7日(木)

使用料および手数料の 改正について

さまざまな行政サービスの中では、サービスの内容に応じて人件費や物件費などの費用が発生します。

使用料および手数料は、サービスによって利益を受ける特定の人から、受益の範囲内で行政サービスの対価として、徴収するものです。

使用料および手数料については、消費税率引き上げを踏まえ、使用料および手数料の適正化を図るため、受益者負担の公平性の確保を図る観点から、次の(1)～(4)の基本方針により実施した使用料および手数料の改正内容について、意見を募集します。

【使用料、手数料の設定の基本方針】

- (1)料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定
- (2)行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3)受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定
- (4)定期的な見直し(料金改正サイクル)の実施(おおむね5年ごと)

【資料の入手方法】

- (1)次の場所への備え付け
 - ・総務課総務係
 - ・熊石総合支所地域振興課
 - ・落部支所
- (2)町ホームページからダウンロード

【提出方法】

- ・書面の持参
- ・備え付け場所と同様
- ・書面の送付

- 〒049-3192
八雲町住初町138番地
- 八雲町役場総務課総務係
- ☎0137-62-2120
- ・電子メール
sounu@town.yakumo.lg.jp

【問い合わせ先】

- 総務課総務係
- ☎0137-62-2111

し尿および浄化槽汚泥 処理手数料の設定について

これまでし尿および浄化槽汚泥の処理は、山越郡衛生処理組合が行ってきましたが、令和2年4月1日から八雲下水浄化センターで処理を行います。

そのため処理手数料を新たに設定する必要があることから、意見を募集します。

※処理手数料は、山越郡衛生処理組合の手数料と同額です。

【資料の入手方法】

- (1)次の場所への備え付け
 - ・環境水道課環境衛生係
 - ・熊石総合支所
- (2)町ホームページからダウンロード

【提出方法】

- ・書面の持参
- ・備え付け場所と同様
- ・書面の送付

- 〒049-3192
八雲町住初町138番地
- 環境水道課環境衛生係
- ☎0137-62-2120
- ・電子メール
kanky@town.yakumo.lg.jp

【問い合わせ先】

- 環境水道課環境衛生係
- ☎0137-63-2020

八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部改正について

合併処理浄化槽の設置補助について、平成31年4月に国の補助要綱の改正があり、居住していない事務所や居住者が未定の集合住宅・介護施設

等については「補助の対象としない」とされたことから町は国の補助要綱に合わせた「八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例」の一部を改正するため、意見を募集します。

【資料の入手方法】

- (1)次の場所への備え付け
 - ・環境水道課下水道管理係
 - ・熊石総合支所地域振興課
- (2)町ホームページからダウンロード

【提出方法】

- ・書面の持参
- ・備え付け場所と同様
- ・書面の郵送

- 〒049-3192
八雲町住初町138番地
- 環境水道課下水道管理係
- ☎0137-62-2120
- ・電子メール
kanky@town.yakumo.lg.jp

【問い合わせ先】

- 環境水道課下水道管理係
- ☎0137-63-2020